









【保育料の無償化】

町では、国と北海道が行う保育料の無償化に 加え、その対象とならない世帯の保育料も、独 自に無償化し、町内の認可保育所、へき地保育 所、幼稚園の保育料を0円とします。

【対象施設】

真竜保育所 宮園保育所 厚岸保育所 太田へき地保育所 カトリック幼稚園 さくら幼稚園 ほか

●問い合わせ/子育て・障がい福祉係

【開始時期】

令和元年10月1日 (令和元年10月分保育料から) (就学前の子ども)

【対象者】

0歳から5歳の子ども

給食費も実質無償化します

保育所の給食は無料(3歳児から5歳児の主食(ご飯)は今までどおり持参) 幼稚園・へき地保育所等は給食費相当額を助成

国は、幼児教育・保育の無償化により、 3歳から5歳まで(就学前まで)の子どもの 給食費を施設での実費徴収としました。一 方で低所得世帯の子どもの給食費は免除と しています。

町では、保育料の無償化に加え、保育所 での給食費も無償化します。

また、保護者負担の公平を図るため、幼 稚園、へき地保育所、認可外保育所を利用 する子どもの保護者に、給食費相当額を保 護者に助成し、子育て世帯の負担を軽減し ます。

無償化の対象となる給食費と施設

【無償化の給食費】

- ・3歳児以上の子どもの副食費
- ・0歳児から2歳児までの子どもの主食費と副食費

【利用施設】

- ・保育所
- ・へき地保育所
- ・幼稚園
- ・認可外保育所



助成の対象者

幼稚園、へき地保育所、認可外保育所等 を利用する子どもの保護者

助成月額

3歳児以上 3,600円 0歳児から2歳児 6,000円 月の途中で入所または退所した場合は、 日割となります

助成開始月

保護者からの申請により、令和元年10月 分から助成

助成を受ける手続き

助成申請書を町に提出 (町から保護者の口座に振り込みます)

幼稚園の預かり保育や一時預かり等の利用料も 限度額まで無償化します

国は、幼児教育・保育の無償化により、 3歳から5歳まで(就学前まで)のすべての 子どもと、0歳から2歳までの町民税非課 税世帯の保育を必要とする子どもが利用す る、幼稚園の預かり保育、一時預かり、認 可外保育所などの利用料も、限度額の範囲 内で施設等利用費の給付を行います。

町では、国の制度の対象とならない0歳 から2歳までの町民税が課税される世帯の 利用料についても給付を行い、子育て世帯 の負担を軽減します。

開始月と給付の方法

保護者からの請求と施設に支払った 領収書をもとに、令和元年10月分の 利用料から保護者に支給します

給付を受けるまでの手続き

無償化の対象となる子どもと施設

【子どもの条件】

保護者が働いている、病気であるなどの理由で 家庭で必要な保育を受けられない子ども (保育所の利用と同等の要件)

【施設の条件】

教育・保育等の質やその運営が、法に基づく基準 を満たしていることが確認できていること

給付限度額(月額)

【預かり保育】

3歳児以上 11,300円

3歳児未満 16,300円

【一時預かり・認可外保育所】

3歳児以上 37,000円

3歳児未満 42,000円

- 1 施設等利用給付認定申請書に必要書類を添えて、町に提出(町から認定通知書を送付します)
- 2 施設に利用料を支払う(領収書を大切に保管してください)
- 3 施設等利用費請求書に領収書と提供証明を添えて、町に提出(町から保護者の口座に振り込みます)

9 特集 ~保育料等の無償化~